公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業団 令和4年度市町村健康づくり運動実践活動助成事業実施要綱 (令和4年4月11日制定)

(目 的)

第1条 この要綱は、広く県民の健康づくりを支援するため、市町村が実施する健康づくり運動実践活動事業に対し助成することについて、必要な事項を 定める。

(助成対象事業)

- 第2条 助成の対象となる事業は、市町村において健康づくり活動を推進するための事業であって、事業の内容、ニーズの高さ等地域の実情に照らし、事業の実施が必要と認められ、公益性・継続性・発展性が期待できる事業のうち、次に掲げるいずれかの事業とする。
 - (1) 運動・栄養・たばこ・ストレス等に関わる健康教室等の開催事業
 - (2) 健康経営をテーマとするセミナー等の開催事業
 - (3) その他地域の特性に応じたモデル的事業
- 2 前項の各号に掲げる事業については、当該会計年度の2月末までに実施を完 了する事業を対象とする。

(助成対象経費)

- 第3条 助成の対象となる経費は、前条に定める事業を実施するために必要な経費とし、以下の項目とする。
 - (1)謝金・報償費
 - (2) 旅費交通費
 - (3)消耗品費
 - (4) 印刷製本費
 - (5) 役務費
 - (6) 使用料・賃借料
 - (7) 委託料
 - (8) その他諸経費
- 2 以下に該当する経費は除くものとする。
 - (1) 通常の業務にかかる経費(職員給与、役職員への報酬、光熱水費等)
 - (2)飲食費
 - (3) 備品購入経費
 - (4) 補助金(助成金など、これに類するものを含む)
 - (5) 事業経費に係る手数料 (振込手数料等)
 - (6) その他理事長が対象外と認めたもの

(助成金額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の10分の7以内の額とし、1,000円 未満は切り捨てるものとする。ただし、当該額が30万円を超える場合は、30 万円とする。

(助成回数)

第5条 同一の事業についての助成金の交付は1市町村につき3回までを限度と する。

(助成申請)

第6条 助成を受けようとする者は、助成申請書(第1号様式)にその他必要な書類を添えて、理事長に提出するものとする。

(助成の決定)

第7条 理事長は、前条の助成申請書を受理したときは、事業団設立の目的、定 款及びこの要綱に定めるところに従い、必要な審査をし、当該事業年度の事業 計画に基づき助成することのできる資金の状況を勘案の上、助成の可否を決定 し、助成決定通知書又は助成不承認通知書により申請者に通知するものとする。 具体的な審査方法については理事長が別に定める。

(交付の条件)

- 第8条 助成決定の通知を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成事業 の内容を第6条の申請後原則として変更することはできない。
 - ただし、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、計画変更申請書(第2号様式)を理事長に提出し、その承認を受けることで助成事業の内容や経費の配分(軽微な変更を除く)を変更することが出来る。審査の結果不承認となった場合は不承認通知書によって通知する。
- 2 助成事業者は、事業開始後やむを得ない事情により、助成対象事業を中止又は廃止する場合は、事業中止(廃止)申請書(第3号様式)を理事長に提出し、 その承認を受けなければならない。
- 3 助成事業者は、助成事業の実施に伴う各種印刷物への助成名義の表示及び事業団が定める各種方法により、事業団の助成対象事業であることを広く一般に明示するものとする。
- 4 助成事業者は、事業団が行う助成事業の実施状況の確認及びその効果を把握するために行う調査等に協力するものとする。
- 5 その他理事長が目的を達成するために必要と認めた条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 助成事業者は、やむを得ない事情により助成金の申請の取下げをする場合は、速やかに助成申請取下書(第4号様式)を理事長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第10条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは(第8条2項の助成対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む)、事業の成果に関する評価を行い、助成事業実績報告書(第5号様式)に証拠書類等の必要な書類を添えて、事業完了の日から30日以内若しくは令和5年2月28日のいずれか早い日までに理事長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

- 第11条 理事長は、前条に定める助成事業実績報告書等を受理したときは、その内容を審査し、当該助成対象事業の成果が助成決定の内容及びこれに付した 条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定 通知書により助成事業者に通知するものとする。
- 2 助成金の額の確定は、助成対象事業に要した実績額に、第4条の助成率を乗 じて得た額(1,000円未満は切り捨てる)と交付決定額(変更されたとき は変更後の額とする)のいずれか少ない額とする。

(助成金の請求及び交付)

第12条 助成事業者は、助成金の額の確定通知を受けた時は、速やかに助成金 請求書(第6号様式)を理事長に提出しなければならない。その後、理事長は 助成金請求書を受理し、助成事業者に対し助成金を交付するものとする。

(助成金の取消及び返還)

第13条 理事長は、助成事業者が、助成金を他の用途に使用し、その助成事業 に関して助成決定の内容又はこれに付した条件若しくは本助成要綱に定める事 項に違反したときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。この 場合において、助成の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を受けている ときは、理事長が定める日までに当該助成金を返還させることができる。

(事業評価)

第14条 助成事業者は、当事業団が実施する助成事業の事後評価に協力するものとする。

(関係書類の整備等)

第15条 助成を受けたものは、事業実施に関する証拠書類を整備し、当該事業 年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は令和4年4月11日から施行し、令和5年3月31日までその効力を有する。